

国立研究開発法人 建築研究所 研究員の募集

国立研究開発法人 建築研究所では、「任期の定めのない研究員」及び「任期付研究員」の採用を予定しています。

このうち任期付研究員については、本人が希望する場合には任期中の研究業績等を審査し、任期の定めのない研究員に移行することができるテニュアトラック制度を適用することとしています。

募集要領は、次のとおりです。

募集要領

1. 応募の要件

次の（１）から（３）までの全てを満たす者であること。

（１）博士の学位（Ph.D.を含む。以下同じ。）を有する、又は平成 30 年 3 月 31 日までに博士の学位を取得する見込みであること。

（２）建築材料分野の研究者であること。

今回の募集方針は、次のとおり。

【建築材料分野】

建築構造物の安全性や耐久性の向上及び環境負荷等の低減、並びにこれらの評価に資する研究開発を行うため、建築材料及び関連する施工分野の研究に必要な高度な知識、経験及び能力を有する若手研究者を募集する。

（３）日本語及び英語で専門分野の講義ができる語学力を有すること。

2. 採用予定人員（「任期の定めのない研究員」及び「任期付研究員」の合計人数）

- ・建築材料分野 1 名程度

応募者の状況によっては、合格者は採用予定人員に満たない場合がある。

3. 採用条件

3. 1 採用時期等

- ・原則、平成 30 年 4 月 1 日を予定。
- ・任期付研究員の任期は、平成 33 年 3 月 31 日まで（3 年間）。

3. 2 待遇

- ・給与は、経歴等をもとに国立研究開発法人建築研究所職員給与規程に基づき決定。
- ・例えば、博士課程修了者で 3 年間研究者としての勤務を経てから任期の定めのない研究員として採用された場合の俸給月額が 286,600 円、博士課程修了者でただちに任期付研究員として採用された場合の俸給月額は 329,000 円（平成 30 年 1 月現在）。

- ・ 俸給の他に、通勤手当、期末手当、地域手当、時間外勤務手当等の諸手当あり。ただし、扶養手当、住居手当は支給しない。
- ・ 出産・育児・介護等のライフイベントに応じて、育児休業制度や介護休業制度等あり。
- ・ 就業時間は、8時15分～17時00分又は8時30分～17時15分。ただし、フレックスタイム制も利用可能。
- ・ 休日は、毎週土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日。
- ・ 休暇は、年次休暇として、採用年は15日間、2年目以降は20日間付与され、その他、夏季休暇などの特別休暇あり。
- ・ 社会保険は、国土交通省共済組合及び雇用保険に加入。

3. 4 その他

- ・ 任期付研究員については、テニュアトラック制度を適用するので、本人が希望するときは、審査を経た上で、任期終了とともに任期の定めのない研究員への移行があり得る。その場合、遅くとも任期終了1年前までに研究業績等に関する審査を行う。また、審査を経た上で、任期終了を待たずに任期の定めのない研究員へ移行させることもあり得る。
- ・ 選考に当たって、国家公務員採用総合職試験等の合格者を優位に扱う場合がある。

4. 選考方法、スケジュール

- ・ 募集期間・・・平成30年1月5日（金）～平成30年2月5日（月）
- ・ 書類審査・・・平成30年2月中旬（結果は面接審査の約1週間前に本人に連絡）
- ・ 面接審査・・・平成30年3月5日（月）
（書類審査の合格者のみ実施する。実施場所は建築研究所内）
- ・ 合格通知・・・平成30年3月上旬

5. 提出書類

- ・ 「研究員応募書類在中」と朱書き明記した封筒に、次の提出書類を入れて、書留（簡易書留可）で送付すること。
 - 1) 研究所志望カード
 - 2) 論文、著書の別刷又はコピーしたもので、主要なもの1編以上3編以下原則として20ページ程度以下のものとする。
 - 3) 学位取得（又は取得見込）証明書
学位取得見込証明書が発行されない場合は、指導教官による、平成30年3月31日までに博士の学位を取得する見込みである旨記載し、押印した書面を提出すること。
学位記（博士）のコピーでもよい。
修了証明書は不可（ただし、学位取得の記載があるものは可。）。
- ・ 提出書類は採用選考にのみ使用し、返却しない。

6. 提出締め切り

平成30年2月5日(月)必着

7. 提出先・問い合わせ先

〒305-0802 茨城県つくば市立原1

国立研究開発法人 建築研究所 企画部 企画調査課 研究員採用担当（武藤）

Tel：029-864-2151（代表）

E-mail：kikaku@kenken.go.jp

8. その他

- 面接審査に出席するための旅費等は支給しない。
- 虚偽又は不正の事実に基づいて合格又は採用された者であることが判明したときは、その合格又は採用を取り消す場合がある。
- 平成30年3月31日までに博士の学位を取得していない場合には、採用しない。
- 「任期の定めのない研究員」又は「任期付研究員」のいずれとして採用するかは、応募者の希望及び研究実績等を考慮の上、決定する。なお、原則として、募集分野における職歴が採用時点において3年に満たない者は、任期付研究員として採用する。
- 募集内容等は諸般の事情によりやむを得ず変更する場合がある。
- 最新情報は、国立研究開発法人 建築研究所のホームページ（<http://www.kenken.go.jp/>）で確認すること。